

一般社団法人エス・プレイス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人エス・プレイスと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、さまざまな人々が認め合い、支え合い、教え合って、いきいきと生きることができるよう、学び続け、一人ひとりの能力が発揮されるための場づくりを行う。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもたちにとって有益となる事業
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) 共生社会の推進を図る事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第3章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。但し1か月以上前に代表理事に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときなど、除名すべき正当な事由があるときは、

社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡、又は解散したとき
- (3) 会費の支払い義務を半年以上履行しなかったとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(開催)

第12条 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議)

第14条 社員総会は、社員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し、やむを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。

2 議事は法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。但し、必要のあるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとし、再任をさまたげない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は、第18条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ理事会が決めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに理事会を開催することができる。

できる。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営)

第 31 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則で定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 32 条 当法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認をうけなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第 34 条 当法人の余剰金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第 35 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈するものとする。